

### 最終処分場跡地に係る指定区域の指定一覧

整理番号	指定年月日	指定区分	所在地	最終処分場の設置者	区分	主な廃棄物	面積	石綿の有無
001	H21.11.6	①	中頭郡読谷村楚辺高土原2326番1の一部、2326番2の一部、2326番3の一部、2326番4の一部、2326番5の一部、2331番1の一部、2361番1の一部	拓南製鐵株式会社	管理型	鋳さい、レンガくず	16,264㎡ (施設面積20,382㎡)	無
002	H27. 3.24	①	国頭郡金武町字屋嘉山1851番9、1851番16、1851番17、2018番の一部及び2018番716	合資会社屋嘉産業	管理型	燃えがら、汚泥、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・陶磁器くず、がれき類、ばいじん、一般廃棄物	21,170㎡ (埋立面積11,215㎡) ※一廃・産廃含む	無
003	H27. 3.24	①	沖縄市字池原勢頭原3302番1、3302番2、3302番3、3302番4、3302番5	拓南製鐵株式会社	管理型	鋳さい	5,167㎡	無
004	H27. 3.24	①	うるま市字具志川加天良原2549番2の一部、2550番、2552番、2559番、2560番、2570番1、2570番2、2571番	不二宮工業株式会社	安定型	コンクリートくず、アスファルトくず、ガラス・陶磁器くず、がれき類	7,152㎡ (埋立面積 6,195㎡)	無
005	H28. 3.4	④	国頭郡宜野座村字惣慶福地原1988番の一部	宜野座村	管理型	可燃物、不燃物、焼却灰、粗大ごみ、草木類、その他	3,300㎡	無
006	H28. 5.17	①	糸満市字伊原伊原原560番1の一部	有限会社三拓産業	安定型	金属くず、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及陶磁器くず	5,938㎡ (施設面積11,440㎡)	無
007	H28. 5.17	①	島尻郡八重瀬町字新城イマー原1852番、1853番、1860番、1862番、1863番、1864番、1865番、1866番、1867番及び1869番	株式会社丸真組	安定型	がれき類、アスファルト殻、コンクリート殻	11,976㎡	無
008	H31.3.5	④	うるま市石川東山原3323番3、3323番4、3176番1、3176番2及び3177番	うるま市	管理型 混入 安定型	可燃ごみ、不燃ごみ、焼却灰、粗大ごみ、草木類、コンクリートくず、がれき類、木くず、動物の死骸	40,397㎡	無

## 最終処分場跡地に係る指定区域の指定一覧

整理番号	指定年月日	指定区分	所在地	最終処分場の設置者	区分	主な廃棄物	面積	石綿の有無
009	R3.9.17	④	国頭郡東村字慶佐次港原718番1の一部	東村	管理型 混入 安定型	金属類、ビニール類、ガラス類、プラスチック類	10,000㎡	無
010	R3.9.17	④	国頭郡大宜味村字津波津波山1971番260の一部、1971番356、1971番727の一部及び1971番728の一部	株式会社つは山環境 (旧:ニライ環境開発株式会社)	安定型	がれき類、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、金属くず	9,125㎡	無
011	R3.9.17	④	宮古島市伊良部字伊良部大長原673番1及び673番2	宮古島市	管理型 混入 安定型	焼却残渣、燃えないごみ、もやしてはいけないごみ	11,587㎡	無
012	R5.9.15	④	うるま市字栄野比安城原1211番1の一部	うるま市	管理型 混入 安定型	不燃・粗大ごみ、焼却残渣	12,900㎡	無
013	R5.12.8	④	島尻郡久米島町字比嘉赤平原2155番並びに字比嘉赤平原2156番1、2156番6、2156番8、2156番9、2156番15、2156番19及び字比嘉スキナ原2184番21のそれぞれの一部	久米島町	管理型 混入 安定型	可燃物、不燃物、焼却灰、その他(コンクリートくず、がれき類、木くず等)	9,831㎡	無
014	R5.12.8	④	島尻郡久米島町字大原東開465番、473番1、510番、511番、512番、513番及び514番のそれぞれの一部並びに465番、473番1、511番、512番及び513番地先	久米島町	管理型 混入 安定型	可燃物、不燃物、焼却灰、その他(コンクリートくず、がれき類、木くず等)	5,498㎡	無

### 〔指定区分〕

- ① 廃止の確認を受けて廃止された一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地【令第13条の2第1号】
- ② 廃止の確認の制度の施行日(平成10年6月16日)より前に、廃止の届出がされた一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地【令第13条の2第2号】
- ③ 廃棄物処理法に基づく設置届出がされた一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地のうち、廃止の届出の制度の施行日(平成4年7月4日)より前に廃止されたもの【令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第1号】
- ④ 市町村又は廃棄物処理業者(処分業の用に供するものに限る)が設置したミニ処分場又は旧処分場に係る廃棄物埋立地のうち、廃止されたもの【令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号】
- ⑤ 法に基づく措置命令又は行政代執行等に基づき遮水工封じ込め措置又は原位置封じ込め措置等が講じられた廃棄物埋立地【令第13条の2第3号ロ】